

令和4年度住まいの省エネ促進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 国補助金

1 要綱第3条に規定した国補助金は、以下のとおりとする。

①	こどもみらい住宅支援事業補助金
②	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)
③	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (地域型住宅グリーン化事業)
④	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業(次世代ZEH+(注文住宅)実証事業)
⑤	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (次世代省エネ建材の実証支援事業)
⑥	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
⑦	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)

2 前項に掲げる国補助金以外については、別途協議による。

第3 補助対象者

要綱第5条第2項に定める要件は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること
- (2) 申請時において、全ての県税に未納がないこと

第4 補助対象事業の要件

要綱第6条第2項に定める要件は、次の各号に全て適合するものとする。

- (1) 過去に省エネ補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 石川県が認定するゼロエネ住宅アドバイザー（認定される見込みの者も含む）又はエコ住宅アドバイザーの監修のもとで行っていること。

第5 補助金の額

要綱第7条第3号に定める算出方法は、国の補助金の交付額の1/2又は上限5万円のいずれか低い額とし、千円未満は切り捨てる。

第6 申請方法等

- 1 要綱第8条第1項に定める期限は、国補助金の額の確定通知日が令和4年10月7日以降で、額の確定後30日以内若しくは令和5年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、提出先は〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部温暖化・里山対策室 エコライフ推進グループ とする。

- 2 要綱第8条第1項に定める必要書類は以下のとおりとする。

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
② 個人の場合：住民票の写し 法人の場合：商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し
③ 工事請負契約書の写し（新築建売住宅の購入の場合は売買契約書の写し、改修の場合は工事内容・内訳（金額）のわかるもの）
④ BELS 評価書若しくは住宅性能評価の通知書の写し（新築のみ）
⑤ 国補助金の額の確定通知書の写し
⑥ 債権者登録申出書
⑦ 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー
⑧ 改修の場合は国補助金額の算定資料
⑨ その他知事が必要と認める書類

第7 補助金の返還

要綱第12条第1項に定める期限は納付書に記載された期日とする。

第8 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和4年10月7日から施行する。